

さいたま市 農業委員会だより

No. 72

[2025. 7 発行]



三貫清水（北区奈良町）

主な記事

- 令和7年度第1回定期総会について
- 菜の花ウォッチングを実施しました
- 令和7年度の目標及びその達成に向けた活動計画
- 農地を所有する皆さまへ！！
- 「農地台帳一覧表」を郵送します
- 盛土規正法の運用を開始しました
- 病害虫情報 イネカメムシを防除しましょう！！
- さいたま市農業委員・農地利用最適化推進委員募集



さいたま市では、デコ活を推進しています。
デコ活とは、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称です。

令和7年度第1回定期総会について

令和7年5月28日(水)に、ときわ会館5階大ホールにおいて、さいたま市農業委員会第1回定期総会を開催しました。

令和6年度さいたま市農業委員会業務実績報告及び令和7年度さいたま市農業委員会業務計画(案)、さいたま市農業委員会農地利用最適化推進委員の募集について承認しました。

また、定期総会終了後、農地利用最適化推進委員の連絡会議を行い、タブレットを活用した利用状況調査について情報共有を行いました。



挨拶する西形会長

菜の花ウォッチングを実施しました

さいたま市農業委員会では遊休農地解消のモデルケースとして、農業委員及び農地利用最適化推進委員が主体的に景観作物の栽培を行っています。昨年度は令和7年3月15日(土)～令和7年3月29日(土)に菜の花ウォッチングを実施しました。最終日には、あいにくの天気ではありましたが、緑区会場(さいたま市立病院北東新宿橋下)、北区会場(市民の森南側)の2会場にて菜の花の摘み取りを開催し、農業者と都市住民の交流の場を創出しました。



北区会場

緑区会場



農業者年金で安心して豊かな老後を！

農 業 者 年 金 基 金

独立行政法人 農業者年金基金

TEL：03-3502-3199 メール：info@nouden.go.jp

農家の経営とくらしに役立つ情報をお届けします。

全国農業新聞
NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

- 発行日：毎週金曜日
- 購読料：月 700 円 (送料・税込み)
- 申込み：農業委員会事務局へ

令和7年度の目標及びその達成に向けた活動計画

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

①現状及び課題

現 状	管内の農地面積 (A)	これまでの集積面積 (B)	集積率 (B) / (A)
	3,120ha	577.68ha	18.5%
課 題	農地の利用集積を進めるため、担い手の掘り起こしや育成が必要である。		

②目標

農地の集積の目標年度	R15 年度	集積率	56%
今年度の新規集積面積	129.95ha	農地面積 (C)	3,120ha
今年度末の集積面積 (累計) (D)	707.63ha	(目標) 今年度末の集積率 (E)=(D) / (C)	22.7%

(2) 遊休農地の解消

①現状及び課題

現 状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	67.07ha	67.07ha	0.00ha
課 題	農地の利用集積を進めるため、担い手の掘り起こしや育成が必要である。		

※ 緑区分の遊休農地：草刈り等により、直ちに耕作することが可能

※ 黄区分の遊休農地：基盤整備事業の実施により再生が可能

②目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	72.88ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積	14.58ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	0.00ha
黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	黄区分の遊休農地が発生していないため、工程表の策定は行わない

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	11.76ha
---------------------------	---------

1

最適化活動の成果目標

(3) 新規参入の促進

①現状及び課題

現 状	令和 4 年度新規参入者	令和 5 年度新規参入者	令和 6 年度新規参入者
	20 経営体	17 経営体	19 経営体
	6.30ha	3.67ha	4.13ha
課 題	新規参入を促進するためには、耕作農地のあっせん、作業場や施設の確保、農機具の調達など新規就農者に対する支援が必要である。		

②目標

権利移動面積	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	平均
	41.22ha	103.48ha	93.95ha	79.55ha
新規参入者への貸付等について 農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積 ※目標面積は、過去 3 年度の権利移動面積の平均の 1 割以上を記入			7.96ha	

2

最適化活動の活動目標

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1 人当たりの 活動日数	15 日／月	最適化活動を行う農業委員の人数	20 人
		農地利用最適化推進委員の人数	28 人

(2) 活動強化月間の設定目標

活動強化月間の設定回数		3 回
取組時期	取組項目	強化月間の内容
5 月	農地の集積	各地区目標（成果目標・活動目標）の設定に基づき、担い手への農地集積・集約化の促進
8 月	新規参入の促進	新規参入を促進するために、耕作農地、農作業場、農業施設、農機具等の情報を収集し、新規参入希望者に提供する。
12 月	遊休農地の解消	維持管理通知を発送した農地の再調査を実施する。解消されていない土地所有者に対しては、遊休農地解消のための声掛けをおこなう。

(3) 新規参入相談会への参加目標

新規参入相談会への参加回数		4 回	
開 催 時 期	6,9,12,3 月	相 談 会 名	フンストップ就農相談窓口
参 加 者 数	1 名以上	開 催 場 所	見沼グリーンセンター
相 談 会 の 内 容	市内で農業経営に新規参入することを希望する者に対し、参入希望地区の担当委員が面談形式で新規参入にあたっての疑問等に回答する。		

農地を所有する皆さまへ！！

●「農地の利用状況調査」を実施しています



農業委員と農地利用最適化推進委員が中心となり、年に1回農地の利用状況について現地調査を行います。

現地調査の際には農地への立ち入りやお話を伺う場合がありますので、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

なお、調査の結果、雑草繁茂等で農地が適正に管理されていない場合は、所有者の方に農業上の適正かつ効率的な維持管理を図るよう通知をいたします。

●「農地の利用意向調査」について

「農地の利用状況調査」の結果、農業上の適正かつ効率的な維持管理がなされていない農地の所有者には維持管理を図るよう通知をいたしますが、その後も草刈りや耕うんなどの管理がされていない場合は、翌年1月頃に行う「農地の利用意向調査」の対象となります。

この利用意向調査では、農地中間管理機構などを利用した農地の貸し付けを行うか、あるいはご自身で耕作等を行う意思があるのかなどをお伺いします。



問 合 せ

農業振興課

TEL 048-829-1805

FAX 048-829-1966

やめよう！

農地の違反転用

★農地転用とは？

農地を住宅、資材置場、駐車場等の用途に変更することです。

農地転用するには、許可申請又は届出の手続きが必要です。

※農地を耕作しやすい状態にする農地改良にも一時転用の手続きが必要です。



★手続きをせずに無断で農地転用すると？

農地法違反となり、工事の中止や原状回復の命令がなされる場合があります。

また、農地に復元するには相当の費用と時間がかかります。

無断で転用すると、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金の適用を受ける場合があります。

問 合 せ

農地調整課

TEL 048-829-1903

FAX 048-829-1966

「農地台帳一覧表」を郵送します

農地台帳一覧表は所有農地等の適正管理にご活用ください。

ご返送いただく必要はございませんので、ご自宅に保管してください。

7月下旬より順次
発送しています

農地台帳一覧表の確認方法

令和 7 年度 農地台帳一覧表

さいたま市農業委員会

住所: さいたま市浦和区高麗 6 丁目 4 番 4 号

所有者: 埼玉 太郎 様

【世帯員】

氏名	性別	年齢	住所	備考
埼玉 太郎	男	520.7.7	さいたま市浦和区高麗 6 丁目 4 番 4 号	
埼玉 太郎	男	545.10.8	さいたま市浦和区高麗 6 丁目 4 番 4 号	
埼玉 太郎	男	545.2.15	さいたま市浦和区高麗 6 丁目 4 番 4 号	
埼玉 太郎	男	545.8.10	さいたま市浦和区高麗 6 丁目 4 番 4 号	

【農地情報】

農地番号	面積 (㎡)	用途	備考
0.00	1,000.00	1,000.00	0.00

【経営情報】

年度	収入	支出	利益	備考
205642	1,000.00	1,000.00	0.00	

世帯員の状況

住民基本台帳と照合していますので、修正の必要はありません。

経営農地筆別表

固定資産税課税台帳と照合していますので、修正の必要はありません。

なお、貸し借りしている農地の「所有者住所・氏名」・「借受者住所・氏名」は手続き時の情報となります。

掲載されている農地が適正に
耕作又は管理されているか確認してください。

就業状況及び農機具所有状況

権利移転や手続きの際に補正していますので、修正の必要はありません。

詳しくは、一覧表に同封された「農地台帳一覧表の見方」をご覧ください。

盛土規制法の運用を開始しました

正式名称：「宅地造成及び特定盛土等規制法」

令和7年5月26日から、本市全域が対象

ポイント1法の概要

- ◆ 一定規模以上の盛土・切土・土石の堆積等を行う場合、**市長の許可が必要**になります。
- ◆ ただし、**通常の営農行為**については、**許可手続が不要**となります。

ポイント2盛土の維持管理

- ◆ 過去の盛土等も含めて、**土地所有者等が安全な状態に維持**する必要があります。
- ◆ 土地所有者等が認知していない盛土等でも、周辺の安全確保のため、**土地所有者等に是正命令が行われる**場合もあります。

注意

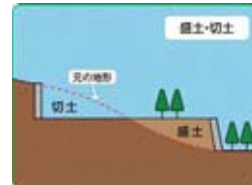
安易に土地を貸してしまうと、残土を埋め立てられ、**責任や処理費用の負担が土地所有者に及ぶ**こともあります。

さいたま市ホームページ▶



主な規制対象

(「盛土規制法パンフレット」一般用) 国土交通省
(<https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001603831.pdf>を加工して作成)



例えば…

- ・宅地を造成するための盛土・切土
- ・残土処分場における盛土・切土
- ・太陽光発電施設の設置のための盛土・切土等



例えば…

- ・土砂のストックヤードにおける仮置き等

盛土規制法に基づく申請・相談窓口

北部／南部都市計画指導課

TEL 048-646-3184 (西区・北区・大宮区・見沼区) TEL 048-646-3185 (岩槻区) TEL 048-840-6184 (中央区・桜区・南区・浦和区・緑区)

病害虫情報

イネカメムシを防除しましょう!!



近年イネカメムシの発生が問題となっています。不稔及び斑点米を防ぐためには、**出穂期～穂揃期と、その7～10日後の薬剤散布**が有効です。適期防除を実施しましょう。

1回目防除

不稔の防止・低減

出穂期～穂揃期に必ず薬剤散布を行う。
粒剤では処理を数日早める。



株内の茎のうち約半数～8割程度が出穂した頃

2回目防除

斑点米の防止・低減

穂揃期の7～10日後に薬剤散布を行う。
粒剤では処理を数日早める。



穂が上部から傾き籾が厚くなり始めた頃

本虫に係る相談については、お近くの県農林振興センターか以下のいずれかにご相談ください。
埼玉県病害虫防除所 電話：048-539-0661 埼玉県農産物安全課 電話：048-830-4053

●この他、市のホームページでは、埼玉県病害虫防除所より発表される病害虫発生予察報を掲載しております。

問合せ 農業政策課 TEL 048-829-1378 FAX 048-829-1944

確認は
こちらから



さいたま市農業委員・農地利用最適化推進委員募集

募集期間

令和 7 年 9 月 1 日(月) ~ 令和 7 年 9 月 30 日(火) **必着**

任期

令和 8 年 5 月 1 日 ~ 令和 11 年 4 月 30 日(3 年間)

応募方法

「推薦」と「自ら応募」の 2 種類の方法があります。

応募方法の詳細については、「募集要項」をご覧ください。募集要項は、農業政策課（本庁舎 7 階）、農業振興課（本庁舎 10 階）、各区役所情報公開コーナー、市内農業協同組合本店・各支店で配布しています。以下のリンク先からもダウンロードできます。また、オンライン市役所さいたまでの応募も可能です。



農業委員の募集要項

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/002/002/p049845.html>



農地利用最適化推進委員の募集要項

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/002/002/p121927.html>



農業委員会（農業委員・農地利用最適化推進委員）の必須業務

農業委員の職務内容



農業委員会の会議に出席し、農地法や他の法令に基づく、農地の権利に係る許可等に関して審議を行うとともに、関連した現場調査を行います。

農地利用最適化推進委員の職務内容



農業委員と連携して、担当する区域において、農地等の利用の最適化を推進するための現地での活動を行います。

問合せ

【農業委員について】 **農業政策部農業政策課**

TEL 048-829-1376 FAX 048-829-1944

【農地利用最適化推進委員について】 **農業委員会事務局農業振興課**

TEL 048-829-1805 FAX 048-829-1966

編集後記

三貫清水の名前の由来

今回は、北区奈良町にある史跡の紹介です。

江戸城を築いたことで有名な太田道灌（西暦 1432-1486 年）がこのあたりに狩りに来たとき、村人たちが湧水でお茶をたてて出しました。すると道灌は「この湧水はとても

うまい」と喜び、褒美に三貫文の銭をさずけました。それ以来この湧水を「三貫清水」と呼ぶようになったと伝えられています。

さいたま市湧水保全モデル地域指定に指定して保全しています。地域に「三貫清水の会」が設立され、雑木林、湿地を保全する活動で管理保護されていて、後世に残したい史跡の一つと思います。

広報委員長 清水友清

広報委員会

委員長	清水友清
副委員長	榎本浩樹
委員	関根光一
	村田利治
	高橋郁男
	新井孝一

発行者 さいたま市農業委員会 〒 330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4

TEL 048-829-1805 FAX 048-829-1966 メール nogyo-shinko@city.saitama.lg.jp